

## 国立大学法人東京医科歯科大学短中期海外滞在助成金制度実施要領

令和4年9月30日  
制 定

### (目的)

- 第1条 国立大学法人東京医科歯科大学短中期海外助成金制度(以下「助成金制度」)は、本学の若手研究者が海外を実際に訪問することを通じて、海外の研究者・研究組織との連携・共同研究等を促進し、海外における本学の知名度向上等にも資するため、短中期で滞在する研究活動等に対する支援を提供するものである。
- 2 本実施要領は、助成金制度が前項の目的を達成できるよう、その制度的枠組みやプロセス等を規定するものである。

### (資格要件)

第2条 本助成制度の対象となるのは、以下の(1)から(3)の条件をいずれも満たす者とする。

- (1) 資格：教授・准教授を除く本学の教員。但し、テニュアトラック教員は職位に関わらず申請可能。また、大学院生等の学生は対象外とする(本学において研究活動を行うことを本務とする職についている者で、学生の身分も有する場合を除く)。
- (2) 助成対象：原則として、①または②とし、①を優先する。
- ①過去に海外で共同研究に従事し、帰国後も継続しており、再派遣により、研究活動が大きく進展することが期待できる場合
  - ②研究推進に必要な新たな技術等を学ぶために海外の大学等で研修しようとする場合
- (3) 本規則第5条の規定に基づき、助成金の支給を申請し、承認され、所定の誓約書を提出した者

### (海外渡航期間とその間の取扱い)

- 第3条 本助成制度の対象となる海外渡航に関して、その渡航期間は、原則として1か月以上半年以内とする。特に必要性が認められる場合は、これを超えることを認めることがあるが、最長派遣期間は1年以内とする。
- 2 本助成制度の対象となる海外渡航期間における教員・研究者について、研究休職制度を利用しない場合は、海外出張扱いとする。いずれの場合も、外国出張旅費は支給せず、これに代えて、第4条に定める助成金を支給する。

### (助成金の対象範囲及び支給額)

第4条 助成の対象は、原則として、本人の渡航費、および、本人の現地滞在に係る経費とする。

2 助成金の支給額は、渡航先ごとに、別表1に定める金額を支給する。この場合、航空賃については、別表1の金額を上限として、実際に購入に要した費用を支給し、渡航費については、別表1の金額を渡切費として支給する。

3 第2条第1項第2号の申請資格により渡航する者については、前2項の経費に加え、新技術習得のために渡航先の研究組織に支払う研修経費代を申請することができる。この場合の支給対象額は、申請内容に基づき、その都度決定する。

4 第3条第2項の規定に関わらず、渡航者からの申請に基づき、海外渡航期間中の家族の帯同を認めることがある。但し、その場合も、家族の渡航・滞在に係る経費は支給対象外とする。

(応募・選考方法)

第5条 本助成制度に基づく助成金の支給を希望する者は、原則として、その海外渡航開始前に、「短中期海外滞在助成金制度助成申請書」別紙1(必須)及び「推薦書」別紙2(任意)の様式に基づき、助成金の支給申請書及び誓約書を統合国際機構に提出することとする。

2 前項の規定に関わらず、特別な事情がある場合には、渡航期間の半分以上を越えない期間中であれば、海外渡航後に助成金の支給申請をすることができる。

3 前条第3項の「研修経費代」を申請する場合は、別紙1の申請書に必要事項を記入し、研修経費の額が記載された書類を添えて申請するものとする。

4 第1項に定める支給申請書の選考については、海外渡航助成金支給申請選考委員会(以下「選考委員会」)において選考を行う。

5 選考結果は、別紙3の様式にて通知する。

6 助成が決定した者は、前項の通知を受けたのち、速やかに「誓約書」別紙4を提出しなければならない。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、以下の委員により構成される。委員長は、①の委員が勤め、選考委員会の議事進行・調整を担う。

① 統合研究機構 YISC センター長

② 同 YISC 副センター長

③ 統合国際機構 副機構長

④ その他委員長が指名する者(3名以内。うち1名以上は女性とする)

2 各委員は、選考委員会への出席が困難な場合に、予め代理の者を指名し、出席させることができる。

3 委員は、必要に応じ、支給申請書を提出した教員・研究者が所属する部局の長等に、委員会へのオブザーバー参加を求めることができる。

- 4 選考の可否の議決は、委員の過半数による。
- 5 委員会に関する事務は統合国際機構事務局において処理する。

(結果報告)

- 第7条 本助成を受けて海外に渡航したものは、海外での活動を終了し本邦に帰国した後、速やかに（原則として1か月以内）、海外での研究活動についての報告会を開催しなければならない。
- 2 海外渡航期間が6か月を超える場合には、渡航期間中の中間段階で、進捗報告書を提出しなければならない。

(変更届け出・失格)

- 第8条 助成対象者は、特別の事情が生じ、海外での研究活動を中断、または、本邦に帰国しなければならない事態となった場合には、予め、別紙5の様式により、届け出なければならない。緊急の対応を要する場合は、口頭で所属先の長に報告・説明し、事前了解を取り付けたのち、速やかに書面で提出することとする
- 2 助成対象者が、海外渡航期間中に本学を退職することとなった場合、別紙5の様式による届け出を要する。
  - 3 助成対象者が懲戒処分を受けたときまたは運営委員会が助成対象者の海外渡航の実施・継続を不相当と判断した場合には、助成対象としての資格を失う。

(支給の停止・返還)

- 第9条 前条第1項の場合、届け出のあった事情を運営委員会で考慮、判断の上、助成金の支給の中断・停止を行うことがある。
- 2 前条第2項または第3項に該当する場合、本学を退職する時点、または助成対象として失格した時点で、助成金の支給を停止する。その場合、既に支給済みの助成金のうち、当初予定の渡航期間の残り期間を踏まえ、返還を求めることがある

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する

別紙様式 1

## 短中期海外滞在助成金制度 助成申請書

「国立大学法人東京医科歯科大学短中期海外滞在助成金制度に関する規則」に基づき、以下の通り、海外での研究に従事するため、海外滞在助成金を申請します。

1. 所属・指導教員
2. 氏名
3. 職員番号
4. 助成を申請する研究テーマについて
  - (1) これまでの研究実績・海外での研究従事歴
  - (2) 今回の研究従事計画
    - ・渡航先：
    - ・渡航期間：
    - ・海外渡航についての先方との調整状況：
    - ・帰国時点で期待される研究進捗状況
  - (3) 海外での研修に参加する場合
    - ・参加費用及びその説明文書（写）
5. 上記以外のこれまでの研究実績等
6. 計画している海外渡航に対する所属部局の了承の有無

## 別紙様式 2

### 短中期海外滞在助成金制度に基づく助成申請者に係る推薦書

「国立大学法人東京医科歯科大学短中期海外滞在助成金制度に関する規則」に基づく海外滞在助成金の申請について、申請者（ ）を助成対象にふさわしい研究者として推薦します。

1. 推薦者所属・職位・氏名
2. 申請者との関係
3. 推薦理由
  - ・ 研究テーマの重要性
  - ・ 申請者の研究者としての実績・評価
  - ・ その他特記すべき事項
4. 申請者が海外渡航による不在の間の対応策（案）

## 短中期海外滞在助成金制度 助成決定通知書

「国立大学法人東京医科歯科大学短中期海外滞在助成金制度に関する規則」に基づき、月 日付で申請のあった助成について、以下の通り決定したので、通知します。ついては、速やかに誓約書を提出願います。

1. 所属
2. 氏名
3. 職員番号
4. 助成対象とする研究テーマ
5. 渡航予定期間
6. 助成額
7. 給付方法
8. 給付条件等

・「国立大学法人東京医科歯科大学短中期海外滞在助成金制度に関する規則」に定める規則を理解し、同規則に従うこと。

別紙様式 4

## 誓 約 書

東京医科歯科大学長 殿

所属：

氏名：

職員番号：

私は、「国立大学法人東京医科歯科大学短中期海外滞在助成金制度に関する規則」を遵守し、海外渡航期間中も研究に打ち込むことを誓約します。

別紙様式 5

## 短中期海外滞在助成金制度計画変更届

東京医科歯科大学長 殿

所属：

氏名：

職員番号：

私は、下記都合により、「国立大学法人東京医科歯科大学短中期海外滞在助成金制度」の当初計画を変更せざるを得ない事情が生じたので、報告いたします。なお、今回の変更により、支給済み助成金の一部返還を求められることがあることを承知しております。

1. 当初渡航予定期間
2. 変更内容（変更予定日・予定期間）
  - ① 研究を一時中断する（渡航地には継続して滞在）
  - ② 研究を一時中断し、渡航地を一時離れる
  - ③ 研究途中であるが、研究を打ち切り、継続しない
  - ④ 退職/休職する（研究も中断する）
  - ⑤ 退職/休職する（研究は中断しない）
3. 変更理由

## 別表 1

### ① 航空賃（上限額）

地域	
欧州	250,000
北米	300,000
アジア	120,000
オセアニア	250,000
中南米	400,000
アフリカ・中近東	300,000

### ② 滞在費（渡切・日額）

地域	
指定都市・甲地	17,800
乙地	14,400
丙地	12,900

注：指定都市・甲地・乙地・丙地 の区分は国家公務員外国旅費規程に準ずる。